

た、幹部必死の再建運動に依り漸やく建直らんとしたのであつたが、本年二月十一日福岡縣下一齊に行はれた治安維持法違反被疑事件に當り亦々常任書記山縣平外八十六名の組合員が檢舉せられ、延いて之れが農民並に一般組合員に對する影響は、所謂恐怖と嫌忌の念を與へ組合の指導より離脱せんとするに至り、且つ支部の解消相次ぎ或は支部の組合に對する態度消極的となり従つて本部財政の窮乏となり、其の行動の見るべきものなく會勢漸次衰退しつゝあるので、會長重松愛三郎氏の如き合法運動への轉向を暗に圖りつゝあるは窺はるゝところである。尙本年九月より關東地方代表者の全農會合法本部獲得問題に關しては元福佐聯合會争議部長石田樹心等中心となりて運動しつゝある關係上、本問題の成行は相當注視されてゐるが、同氏の福佐

内に於ける勢力は甚だ微弱であつて、福佐今後の動向は會長重松愛三郎氏の態度如何に懸るものと看はねばならぬ。現在支部四八、組合員一、七五〇を有し、本年施行の町村會議員選舉には二十一名の立候補中十七名の議員を獲得することが出来たが、本年中の活動として特に見るべきものはなす。

3、福岡縣下農民組合一覽

別表の通